

自動車の所有権留保売買と倒産手続

—最判平成29年12月9日金融法務事情1533号36頁

弁護士 長野 浩三

1 事案の概要

自動車販売会社A、債務保証等を目的とする株式会社X、顧客Bは、平成25年8月20日、三者間でAがBに自動車を割賦販売し(以下、「本件売買契約」という。)、XがBの委託を受けて、BのAに対する売買代金債務を連帯保証する旨の契約(以下、「本件保証契約」という。)を締結した。本件売買契約では、Aの売買代金債権を担保するため本件自動車の所有権をAに留保する旨の約定であった(留保された自動車所有権を以下「本件留保所有権」という。)

本件自動車は、平成25年8月20日、所有者をA、使用者をBとする新規登録がなされ、Aは、Bに対し、そのころ本件自動車を引き渡した。

その後、Bは、割賦金等の支払を怠ったため、Xは、平成26年9月2日、本件保証契約に基づく保証債務の履行として、Aに対し、Bが支払うべき割賦金等の残金を支払った。

Bは、平成27年5月13日、破産手続開始の決定を受け、同日、YがBの破産管財人に選任された。

本件は、Xが、Aに対する上記代位弁済による法定代位によってAから取得したと主張する本件留保所有権に基づく別除権の行使として、AからBに引渡済みの本件自動車をBの破産管財人として占有するYに対し、その引渡を請求する事案である。

2 関連する最判平成22年6月4日金融法務事情1353号31頁(以下、「平成22年最判」という。)

同最判は、「自動車の購入者から委託されて販売会社に売買代金の立替払をした者が、購入者及び販売会社との間で、販売会社に留保されている自動車の所有権につき、これが、上記立替払により自己に移転し、購入者が立替金及び手数料の支払債務を完済するまで留保される旨の合意をしていた場合に、購入者に係る再生手続が開始した時点で上記自動車につき上記立替払をした者を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、上記立替払をした者が上記の合意に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」と判示す

るので、同最判の射程が本件に及ぶかどうかの問題となったのである。

3 本件最判の判示

本件最判は、以下のとおり判示して、Xの別除権行使を認めた。

「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権(以下「留保所有権」という。)を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている(民法500条、501条)。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るといふべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものといふべきである。」

本件最判は平成22年最判との関係については、「所論引用の判例(最高裁平成21年(受)第284号同22年6月4日第二小法廷判決・民集64巻4号1107頁)は、販売会社、信販会社及び購入者の三者間において、販売会社に売買代金残額の立替払をした信販会社が、販売会社に留保された自動車の所有権について、売買代金残額相当の立替金債権に加えて手数料債権を担保するため、販売会社から代位によらずに移転を受け、これを留保する旨の合意がされたと解される場合に関するものであって、事案を異にし、本件に適切でない。」として、本件には妥当しないと判示した。

4 若干の考察

非典型担保である所有権留保契約に基づく留保所有権も別除権とされる(上記平成22年最判)。

平成22年最判が出された後、同最判の射程をめぐり議論がなされている。特に、平成22年最判の事例は信販会社が購入者に代わって販売会社に代金を立替払する「立替払(個別信用購入あっせん)」方式であったため、本件のような、信販会社が購入者の割賦代金支払義務を保証し、購入者の販売会社に対する代金の分割払を収集する「割賦販売(集金保証)」方式にはその射程が及ばないのではないかとする見解が出されていた。

実務的には、平成22年最判後、①当初から信販会社名義で自動車登録を行う、②販売会社名義の登録を維持するために信販会社が留保所有権を取得する根拠を保証債務の履行による法定代位(民法500条、501条)と約款に明記するなどの対応がとられた。確かに、①をとれば問題は解決するかに思えるが、実際には、信販会社への名義変更の登録免許税の費用負担及びそれに伴う信販会社の人件費増の問題があり、それに伴いこれらのコストが購入者に転嫁される問題、販売会社と購入者は購入後も車検更新、下取りといった場面で関係が継続し、購入者としても販売会社に名義があることが便宜であること等から、販売会社に登録名義を残す方式が維持されているようである。

上記のとおり、本判決は、平成22年最判は立替払方式に関するものであり、本件の割賦販売方式には射程が及ばない旨判示して、上記②方式による事務を是認したものであり、実務的には極めて重要な最判といえる。

本判決は、信販会社(保証人)が法定代位により留保所有権を法律上当然に取得するとした上で、信販会社を所有者とする登録なくして別除権を行使することができる。この点につき、一審判決は本判決があげる販売会社に登録があることにより所有権留保が予測しうるものの外、破産管財人において債務者(購入者)の期限の利益の喪失の有無、受託保証人の弁済の有無につき調査可能であることをその理由にあげている。

利益衡量としても、信販会社の別除権行使を否定するとすれば、債務者は売買代金の一部しか支払っていないにもかかわらず、自動車が債務者の所有物として破産管財人によって換価され破産債権者に配当されることになるが、これは不合理である。債務者の破産債権者の保護と売買代金の支払を受けていない販売会社ないし法定代位により販売会社の留保所有権を取得し

た保証人(信販会社)の保護では、後者の保護をすべきである。

参考文献

- ・金融・商事判例1533号36頁
- ・金融法務事情1910号68頁
- ・多当事者間契約による自動車の所有権留保-最二小判平22.6.4の評価と射程-(金融法務事情1950号48頁)
- ・倒産手続における三者間所有権-最二小判平22.6.4以後の下級審判決の検討-(金融法務事情2053号24頁)
- ・登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討-平成22年6月4日最高裁判決を契機として-(事業再生と債権管理155号64頁)
- ・最二小判平22.6.4のNachleuchten(残照)-留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位-(金融法務事情2063号36頁)